

参考資料

(西松浦地区合併協議会)

- ・ 事務組織及び機構の取扱い ...P 1
- ・ 慣行の取扱い ...P 4

協議第56号「事務組織及び機構の取扱い」の参考資料

調整内容
<p>事務組織及び機構の取扱いは、合併の趣旨を踏まえその効果を最大限に生かすため、組織・機構の統合一元化を進めるものとし、事務の合理化(行財政改革)と住民の利便性(サービスの維持・向上)の均衡を図るとともに、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 新町の庁舎の方式は分庁方式とし、2町の庁舎を分庁舎として有効活用する。(2) 2町の庁舎に総合窓口を設置し、住民サービスの向上に努める。(3) 新町の実務組織及び機構は、次の方針に基づき合併までに調整する。<ul style="list-style-type: none">住民が利用しやすく、住民の声を的確に反映することができること。運営の合理化を図り、簡素で効率的な実務組織、機構とする。指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確なこと。

(参考法令)

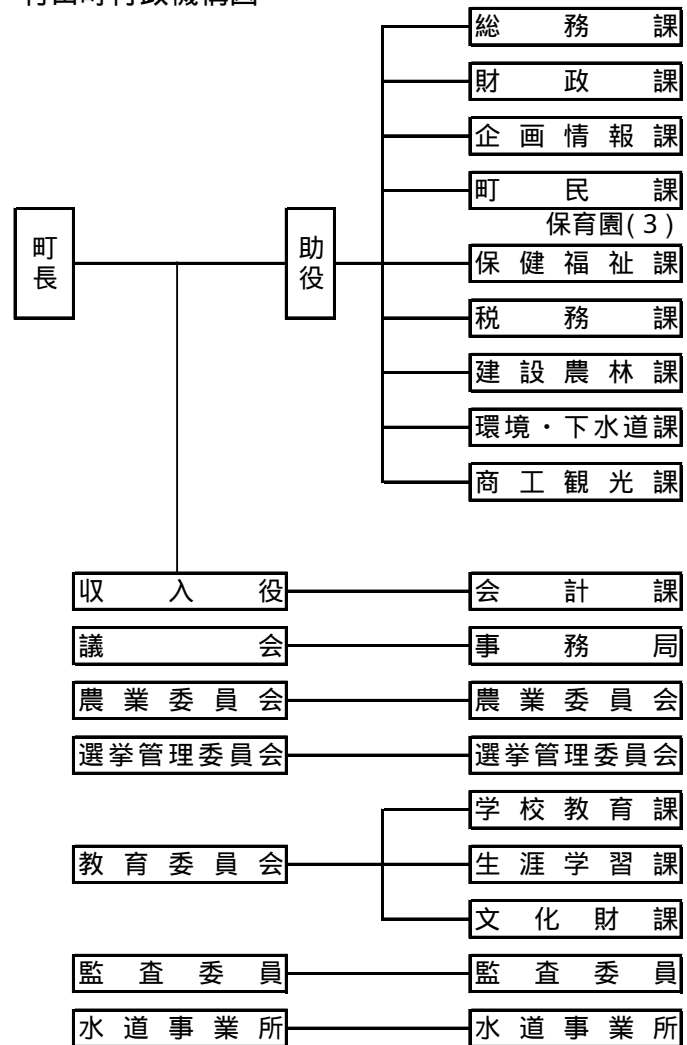
地方自治法

(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

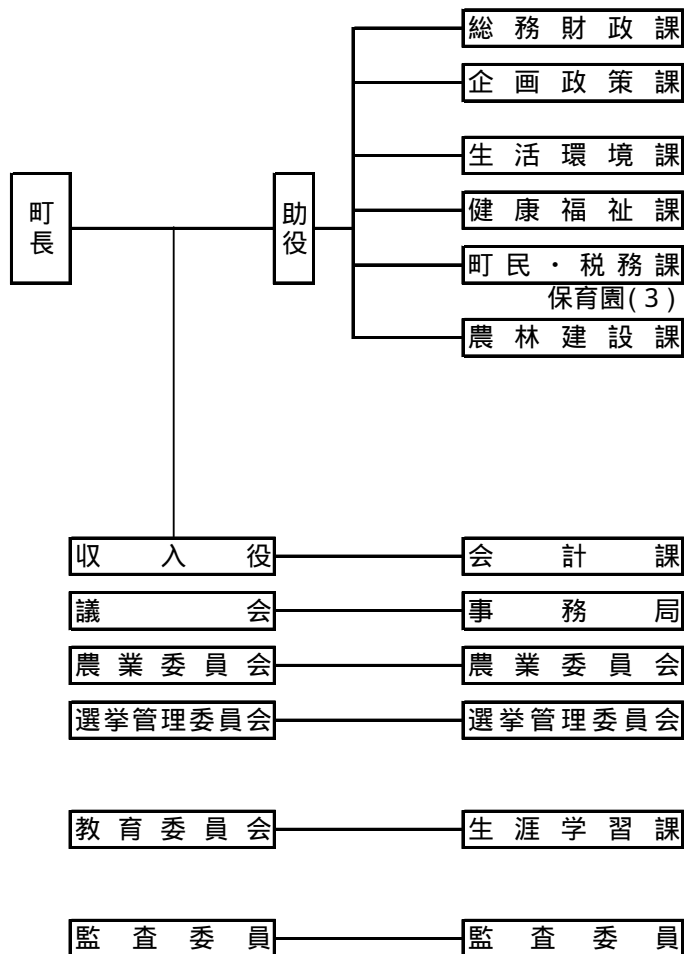
第二条 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

有田町行政機構図

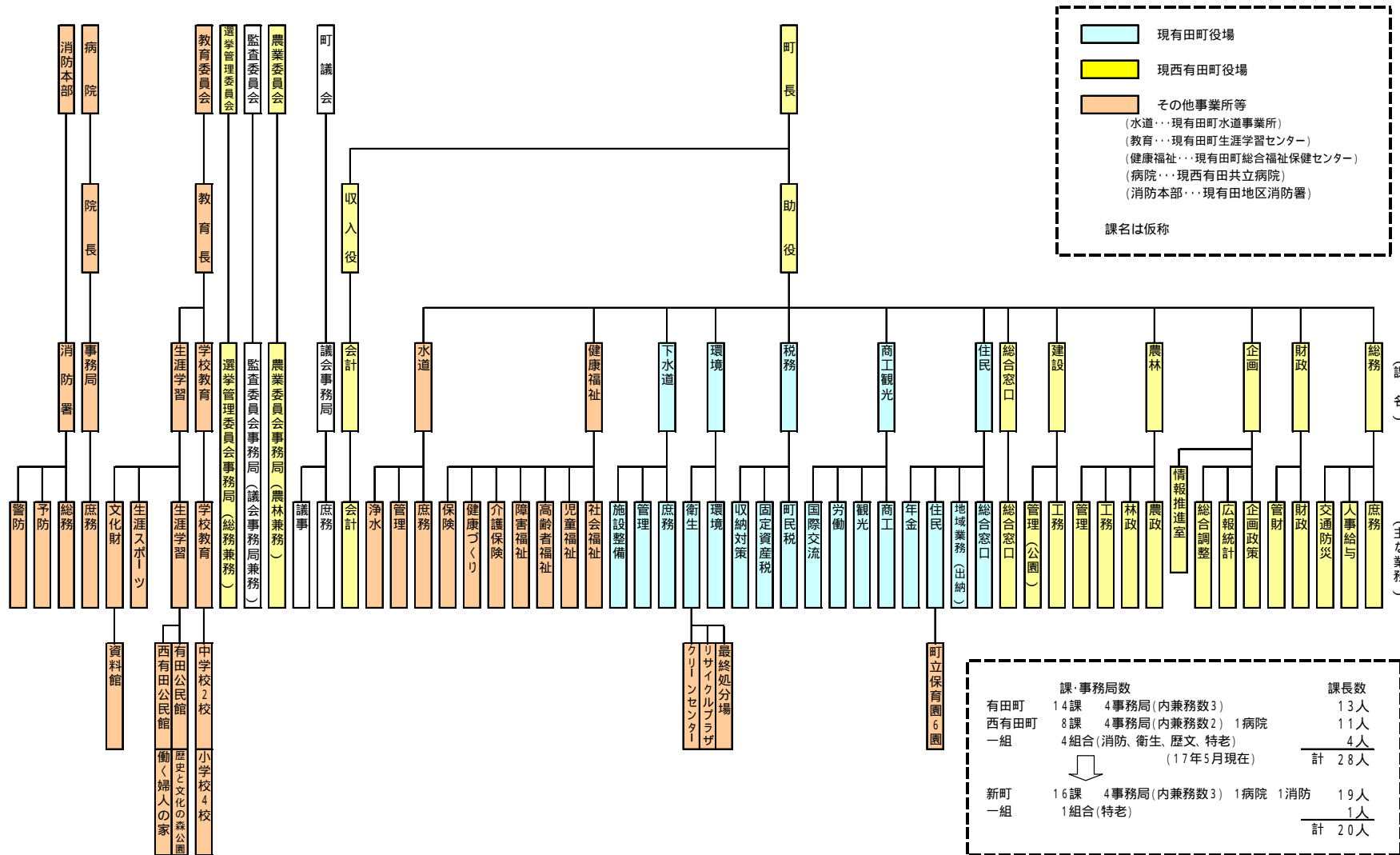


(平成17年5月現在)

西有田町行政機構図



新町行政組織・機構図(案)



協議第57号「慣行の取扱い」の参考資料

慣行の状況

	有田町 昭和29年4月1日町制施行	西有田町 昭和40年4月1日町制施行	備考
町章	 <p>昭和33年12月12日に町内からの一般公募された中から有田の有を象形した作が決定された。</p> <p>昭和33年12月制定</p>	 <p>昭和40年4月一般公募により募集。西有田町の西の字をかたどり、左右の羽は町の発展を意味し、円は町民の和合団結を表わし町章を制定した。</p> <p>昭和40年4月制定</p>	
町の花	<p>さくら</p> <p>昭和54年2月制定</p>	<p>れんげ草(れんげの花)</p> <p>昭和61年3月制定</p>	
町の木	<p>いちよう</p> <p>昭和54年2月制定</p>	<p>かしの木</p> <p>昭和61年3月制定</p>	
町民憲章	<p>なし</p>	<p>西有田町町民憲章(昭和61年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 みどり豊かな美しい町をつくります 1 明るく平和な住みよい町をつくります 1 人情味あふれる健康の町をつくります 1 未来にのびる活力ある町をつくります 1 文化のかおり高いうまいの町をつくります 	

課題 ・ 問題点	
調整 内容	・町章、町の花、町の木及び町民憲章は、新町において定める。
具体的 調整 内容	・町章は、公募を行い、協議会において選定し、合併の日に定める。 ・町の花、町の木及び町民憲章は、合併後に定める。 (調整方針) 公募要綱及び選定委員は、協議会において定める。

参考事例

・白石町

「町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。」としているが、合併前に公募を行い、町章を選定した。

・武雄市

「市章、市民憲章、表彰及び市の木・花等については新市において定めるものとする。」となっているが、現行の武雄市の市章を新市でも引き続き使用することが確認された。

・嬉野市

「市章については、合併までに検討し、合併時に制定する。市の木、花及び市民憲章、市民表彰、宣言については合併後に調整する。」とし、平成17年5月25日開催の合併協議会で公募要領について協議予定。